日立市公告第１０４号

一般競争入札を下記のとおり行う。

令和８年１１月１３日
日立市長　　小川　春樹

記

１　入札に付する事項　　別表のとおり
２　入札参加資格　　日立市建設工事の入札参加に関する規程（平成６年告示第２２号）第９条及び第１３条の規定により格付けされたもので別表に掲げる格付欄に該当する者
３　入札の場所及び日時　別表のとおり
４　契約条項を示す場所　日立市役所 総務部 契約検査課
５　入札に伴う書類配付　Eメールにより配布します。
６　質疑応答
　設計図書等に対する質問は、次により受付、回答する。
(1)　期　　間　　公告日から令和８年１１月２０日（金）午後５時まで
(2)　質問方法　　全て電子メールにより行うものとする。（※質問書の様式は任意とする。）
(3)　質 問 先　　日立市 都市建設部 道路管理課 担当：佐藤【E-mail】dorokanri@city.hitachi.lg.jp
(4)　回　　答　　令和８年１１月２６日（木）午後５時までに担当課から電子メールで回答する。
７　入札保証金　　免除
８　契約書　　日立市契約規則(昭和４３年規則第１４号)様式第６号建設工事請負契約書を使用
９　契約保証金
(1)　契約保証金の額は、契約金額の１０分の１以上とする。
(2)　契約保証金の納付は、次のいずれかの担保の提供をもって代えることができる。
　ア　利付国債の提供
　イ　銀行等又は保証事業会社の保証
　ウ　公共工事履行保証証券による保証
　エ　履行保証保険契約の締結
10　入札の無効
(1)　入札参加の資格を有しない者のした入札
(2)　入札書に記載された入札者又は入札価格が不明瞭で確認できない入札
(3)　所定の日時までに所定の場所に到着しない入札
(4)　２人以上の者の代理人となった者の入札
(5)　２通以上の入札をした者の入札
(6)　入札に関し不正の行為のあった者の入札
(7)　前各号のほか、入札条件に違反した者の入札
11　工事費内訳書
(1)　入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出する。
(2)　提出された工事費内訳書の見積価格（合計額・消費税抜き）が入札金額と相違する場合、又は工事費内訳書の内容に不備がある場合は、入札を無効とすることがある。
(3)　工事費内訳書は、返却しない。
(4)　工事費内訳書の提出は、契約上の権利義務を生じるものではない。
(5)　談合があると疑うに足りる事実があると判断される場合には、提出された工事費内訳書を公正取引委員会等に提出する。
12　低入札価格調査制度
(1)　この入札は、低入札価格調査基準価格を設定しており、基準価格未満の入札があった場合は、入札の結果を保留し、低入札価格調査を実施する。
(2)　調査に当たっては、対象業者から工事内訳書等の提出を求め、事情聴取を実施する。
(3)　調査の結果については、入札参加業者に通知する。
(4)　低入札価格調査の対象となった者との契約に当たっては、前払金の割合を請負代金額の１０分の２以内とする。

13　監理技術者及び主任技術者

次に掲げる要件を満たす者を(請負金額4,000万円以上の場合は専任とする。ただし、本工事現場に監理技術者補佐を専任させた場合を除く。)配置することとする。

(1)　１級土木施工管理技士、２級土木施工管理技士の資格を有する等、土木一式工事について、建設業法第２６条に規定する主任技術者又は監理技術者になり得る者とする。

(2)　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者とする。

(3)　配置予定の監理技術者又は主任技術者との間に直接的かつ恒常的な雇用関係があること。この公告の日以前に３か月以上の恒常的な雇用関係がある者とする。

(4)　営業所の専任技術者である者を配置予定技術者とすることはできない。

14　入札上の注意

(1)　入札回数は１回とする。

(2)　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額(当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

(3)　この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(4)　代理人が入札をする場合は、委任状を提出すること。

(5)　入札した者は、入札後、この公告、設計図書等、契約案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(6)　この公告の日から入札日までの間に日立市から入札参加の停止等を受けている者については、この入札に参加できない。

(7)　この公告の日から入札日までの間に建設業法第２８条第３項の規定に基づき営業停止処分を受けた者は、この入札に参加できない。

(8)　この公告の日に、入札参加資格を有しない者は、この入札に参加できない。

(9)　会社更生法(平成１４年法律第１５４号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始後又は再生計画の認可決定が確定した後に日立市長が入札参加資格の再認定をした者を除く。）は、この入札に参加できない。

(10) 入札書類の提出方法については、郵送（一般書留または簡易書留のみ）、または契約検査課への直接持参とする。

(11) 入札書類の提出期限は、入札日の前日必着とする。前日までに到着しないもの、記入・押印漏れのある入札書は無効とする。

(12) 封筒は、任意の二重封筒（内封筒および外封筒）とし、外封筒には「入札書在中」と記入する。内封筒には「入札日、工事番号と工事名、入札参加者の商号および名称」を記入し「入札書」「工事費内訳書」を入れ、封をすること。代理人が提出をする場合は「委任状」も同封すること。

(13) 入札書類を、入札日の前日までに直接持参する場合、外封筒は省略可とする。

(14) 公告資料に工程表が付属する場合、工程表内の始期および終期等は設計段階における仮のものであり、実際のものとは異なる場合がある。

(15) その他詳細不明の点については、下記に照会すること。

日立市総務部契約検査課（工事契約係）　0294-22-3111　(内線524)

別表

| 工　事　名 | 工事場所 | 工事概要 | 工事完成期限 | 予定価格 | 入　札 | | 現場説明 | | 格　付 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 日　時 | 場所 | 日時 | 場所 | |
| 工第理維4号<br>市道40号線道路法面修繕工事 | 日立市<br>宮田町<br>地内 | 工事延長　L=50.0m<br>法面工　A=488.0㎡ | 令和9年<br>3月31日 | 41,650,000円<br>(消費税及び地方消費税を除く。) | 令和8年12月1日(火)<br>午前9時30分 | - | 行わない | | 市内<br>土木A |